別表				4 補助率		1
1 区分	2 交付基準単価	3 単位	=	県	事業者	5 対象経費
既存の小規模高齢者施設等のスプリンクラー設備等整備事業	-					
スプリンクラー設備(広域型施設等)						
1000㎡未満の場合(介護医療院は3,000㎡未満)	9,710円の範囲内で知事が認めた額	対象施設ごと1㎡あたり	10/10	-	-	
1000㎡未満の場合であって、消化ポンプユニット等を設置する場合(介護医療院は 3,000㎡未満)	9,710円の範囲内で知事が認めた額/1㎡と2,440千円の範囲 内で知事が認めた額との合計額	対象施設ごと	10/10	-	-	
300㎡未満の場合であって、自動火災報知設備を整備する場合	1,080千円の範囲内で知事が認めた額	施設数	10/10	-	-	
500mf未満の場合であって、消防機関へ通報する火災報知設備を整備する場合	325千円の範囲内で知事が認めた額		10/10	=	=	
(広域型施設等) ア 軽費老人ホーム(ケアハウス・A型・B型) イ 有料老人ホーム ウ 宿泊を伴う高齢者施設等のうち、知事が特に必要と認めた施設 エ 介護医療院(※1) ※1 令和を作度までの経過措置とする。なお、自動火災報知設備の整備及び、消防機関へ通報する火災報知設備の整備は補助対象外。						
社会福祉連携推進法人等による高齢者施設等の防災改修等支援事業				1	1	1
(広域型施設等) ア 特別養護老人ホーム イ 介護老人保健施設 ウ 介護医療院 エ 養護老人ホーム(ケアハウス・A型・B型) オ 軽費老人ホーム(ケアハウス・A型・B型)	知事が認めた額	施設数	1/2	1/4	1/4	
高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業				1	1	1
(広域型施設等) ア 特別養護老人ホーム イ 介護老人保健施設 ウ 介護医療院 エ 養護老人ホーム	知事が認めた額	施設数	1/2	1/4	1/4	事業整備計画に基づく高齢者施 設等の整備事業(施設の整備と一 体的に整備されるものであって、 知事が必要と認めた整備を含 む。)に必要な工事費又は工事請
オ 軽費老人ホーム(ケアハウス・A型・B型) 高齢者施設等の水害対策強化事業						負費及び工事事務費(工事施工の ため直接必要な事務に要する費
(広域型施設等)						用であって、旅費、消耗品費、通信 運搬費、印刷製本費及び設計監
	知事が認めた額	施設数	1/2	1/4	1/4	督料等をいい、その額は、工事費 又は工事請負費の2.6%に相当 する額を限度額とする。)。 ただし、別の負担(補助)金等に おいて別途補助対象とする費用を
高齢者施設等の給水設備整備事業						除き、工事費又は工事請負費に は、これと同等と認められる委託
(広域型施設等) ア 特別養護老人ホーム イ 介護老人保健施設 ウ 介護医院院 エ 養護老人ホーム(ケアハウス・A型・B型)	知事が認めた額	施設数	1/2	1/4	1/4	- 費、分担金及び適当と認められる 購入費等を含む。
高齢者施設等の防犯対策及び安全対策強化事業						
(広域型施設等) ア 特別養護老人ホーム及び併設される老人短期入所施設 (利用度員に関わらない) イ 上記以外の老人保健施設 エ 介護医療院 エ 介護医療院 エ 介護医療院 カ 養護老人ホーム ク 選所介護事業所 テ 老人福祉七夕年(A型・特A型・日型) コ 老人福祉施設付設作業所 フ 老人福祉施設付設作業所 フ 老人福祉施設付設作業所 フ 老人福祉施設付設作業所 フ 老人福祉施設付設作業所 フ 老人福祉施設付款作業所	知事が認めた額	施設教	1/2	1/4	1/4	
高齢者施設等における換気設備の設置に係る経費支援事業]
(広域型施設等) ア 特別養護老人ホーム及び併設される老人短期入所施設 (利用定員に関わらない) イ 上記以外の老人短期入所施設 ウ 介護老人保健施設 エ 介護医療院 オ 養護老人ホーム(ケアハウス・A型・B型) キ 有料老人ホーム(ケアハウス・A型・B型)	施設延べ床面積(都追房県が必要と認めた面積)×4千円の 範囲内で知事が認めた額との合計額	施設数	10/10	-	-	